

# 下 水 道 事 業 会 計

## 令和7年度 南三陸町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度南三陸町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化センター更新事業	31,000千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ

令和8年3月3日提出

南三陸町長 千葉 啓